



各位

2026年4月27日

会社名 株式会社ヌーラボ  
代表者名 代表取締役 橋本 正徳  
(コード番号：5033 東証グロス市場)  
問合せ先 経営管理本部長 内田 祥彦  
E-mail: ir@nulab.com

### 当社従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由  
当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値向上に資することを目的とするものです。
2. 新株予約権の名称  
株式会社ヌーラボ第5回新株予約権
3. 新株予約権の数  
150,000個  
なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式150,000株とし、下記第7項（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後の付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。
4. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数  
当社執行役員 2名 100,000個  
当社従業員 2名 50,000個
5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭  
金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として無償で付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。
6. 新株予約権の割当日  
2026年5月12日

## 7. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数は150,000個とする。本新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株とする。

ただし、当社が、割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てる。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、割当日後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で適切に株式数を調整することができる。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される本新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当契約締結日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控

除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2028年4月28日から2036年4月27日までとする。

(4) 資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から同①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、本新株予約権の割当てを受けた者が本項（7）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議）において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ③ 当社は、本新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 以下の各号に定める事由が生じた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権者が有する未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会が取得する本新株予約権の一部を決定する。
  - (i) 本新株予約権者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合
  - (ii) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又はその子会社の信用を毀損した場合
  - (iii) 本新株予約権者が懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合
  - (iv) 本新株予約権者が当社又はその子会社若しくは関連会社と競合する業務を営む等、その名目を問わず競業行為をした場合。ただし、当社の書面又は電磁的方法による事前の承認を得た場合を除く。
  - (v) 当社所定の書面により本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
  - (vi) 本新株予約権者が死亡した場合
  - (vii) 本新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合

- (viii) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立があった場合
- (ix) 本新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (x) 本新株予約権者が当社との間で締結する割当契約の各規定に違反した場合

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の行使までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について本項（6）④に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社の取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ⑤ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社の取締役会が特に相続を認めた場合にはこの限りではない。

#### (8) 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、かつ行使価額の全額を支払わなければならない。

#### (9) 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

#### (10) 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、本項（１）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
本項（３）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本項（３）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得  
本項（６）に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本項（４）に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の行使により発生する端数の処理  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 8. 今後の見通し

なお、本件による当期連結業績への影響は軽微ですが、業績に与える影響が生じた場合には、詳細が確定次第、東京証券取引所における適時開示規則に基づき適時適切に公表いたします。

以 上